

# 安全運転管理者制度



## 1 安全運転管理者の選任義務【罰則:50万円以下の罰金】

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。

※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

## 2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上



※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算

※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合には20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

## 3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
次のいずれかに該当する方 ○ 自動車の運転の管理に関し2年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した方にあつては、1年)以上実務の経験を有する方 ○ 自動車の運転の管理に関しこれらの方と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した方	次のいずれかに該当する方 ○ 自動車の運転の管理に関し1年以上実務の経験を有する方 ○ 自動車の運転の経験の期間が3年以上の方 ○ 自動車の運転の管理に関しこれらの方と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した方
☒欠格事項☒	
○ 過去2年以内に公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者	
○ 次の違反行為をして2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反	
○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反	

## 4 安全運転管理者等の業務

- 交通安全教育 ○ 運転者の適性等の把握 ○ 運行計画の作成
- 交替運転者の配置 ○ 異常気象時等の措置 ○ 点呼と日常点検
- 運転前後の酒気帯びの有無の確認 ○ 運転日誌の備付け
- 酒気帯びの有無の確認の記録と検知器の有効保持 ○ 安全運転指導



## 5 安全運転管理者等の選任の届出義務【罰則:5万円以下の罰金】

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に公安委員会に届け出なければなりません。

※ 届出については、裏面参照



# 安全運転管理者の届出について

安全運転管理者(副安全運転管理者)を**選任**、**交代**又は**解任**する場合及び**届出事項**を変更する場合(事業所の住所や代表者が変わったなど)は、届出が必要となります。その都度、確実な届出をお願いします。

届出は、【**書面での届出**】と【**オンラインでの届出**】の2つの方法があります。

## 書面での届出



### 【届出先】

- 事業所を管轄する**警察署の交通課**の窓口で届出を行ってください。届出は代理の方でも可能です。(警察署の窓口開設時間: 平日の9:00~16:00)

### 【必要書類】

#### ① 安全運転管理者(副安全運転管理者)に関する届出書(1部)

#### ② 自動車の運転管理(運転)経歴書(1部)

- ~ ①、②は福岡県警のホームページから(両面)印刷できます。(片面印刷でも結構です) 県警ホームページに記載例を掲載しています。

福岡県警HP『安全運転管理者制度』

検索

#### ③ 住民票の写し(1通)

- 3ヶ月以内に発行されたものでないと受理できません。
- 本人のみの記載でよく、本籍地は不要です。
- 県外に住民票がある方は、県外の住民票の写しと福岡県における居住証明書(勤務先が作成したもの、任意様式)を提出してください。

#### ④ 運転記録証明書(1通)

- 自動車安全運転センター(福岡市南区・運転免許試験場内)が発行する交通違反・事故及び行政処分の記録に係る証明書です。
- 安全運転管理者等の資格要件(対象違反の有無)を確認するための資料として使用します。
- 「3年間様式」で、1ヶ月以内に発行されたものでないと受理できません。

#### ≪ 取得方法 ≫

⇒ 直接自動車安全運転センターに申請して取得する方法(発行手数料が必要)

- ・ 即日交付はできず、土・日曜、祝祭日を除き、原則3日目以降の交付となります。

⇒ 郵便局から申請して取得する方法(発行手数料+振込手数料が必要)

- ・ 警察署、交番等に備え付けてある申請用紙により、郵便局から申請してください。
- ・ 申請日から1~2週間程度で郵送されます。

※ 詳しい取得方法は、自動車安全運転センター(Tel(092)564-3644)に確認してください。

### 【手続別の必要書類】

項目	①安全運転管理者等に関する届出書 ②自動車の運転管理(運転)経歴書	③住民票の写し	④運転記録証明書
安全運転管理者等を <b>選任</b> する場合	①、②ともに必要(1部)	○(1通)	○(1通)
安全運転管理者等を <b>交代</b> する場合	①、②ともに必要(1部)	○(1通)	○(1通)
届出事項を <b>変更</b> する場合	①のみ必要(1部)	×(不要)	×(不要)
安全運転管理者等を <b>解任</b> する場合	①のみ必要(1部)	×(不要)	×(不要)

## オンラインでの届出

◎ オンラインでの届出の詳細は、福岡県警ホームページ内『安全運転管理者制度』を確認してください。

※ ご不明な点は、交通企画課(Tel(092)641-4141)にお問い合わせください。

